

新宮お試し移住体験住宅 ご利用マニュアル

1. ご利用にあたって

(1) 事業の目的

四国中央市への移住を検討している方に対して、一時的に滞在する住宅を用意し、本市の風土や日常生活を体験いただくことで移住及び定住の促進を図ります。

(2) ご利用の要件

お住いの地域・ご年齢

【地域】四国中央市への移住を検討されている方で、四国中央市外に住所がある方

【年齢】18 歳以上の方(ご家族の場合は代表者、友人同士の場合は全員)

※観光や出張、商用目的では利用できません。

※利用の際は移住相談または空き家バンク登録物件の内見を必須条件とします。

(3) お試し移住の概要

○住 宅 使 用 料:無料(交通費や食費などは含まれません。)

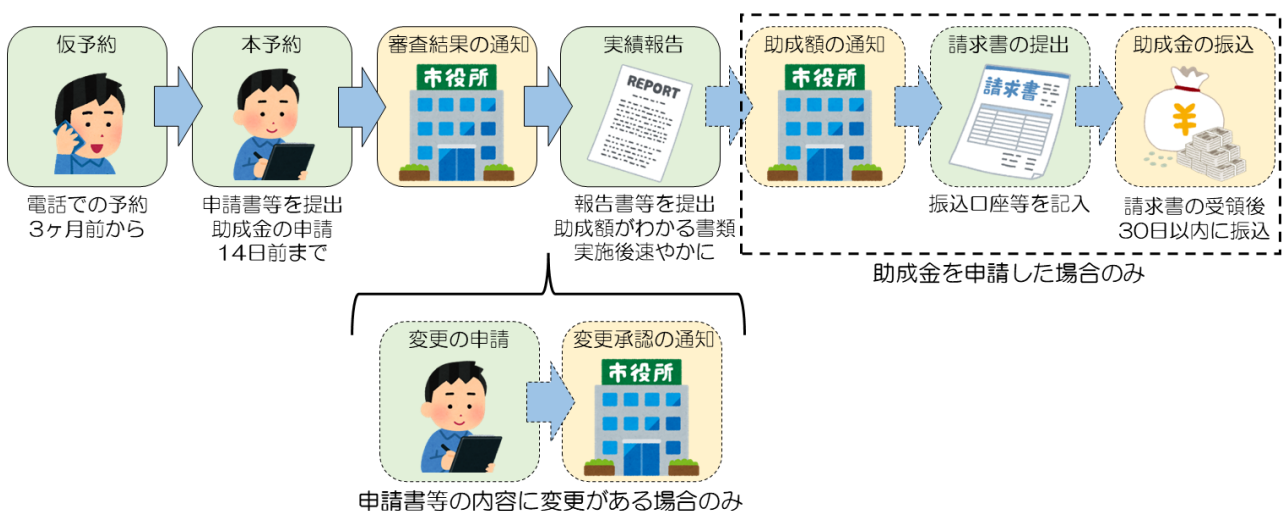
○利用可能人数:原則 1 組 5 名まで

○利用可能日数:2 泊 3 日から 7 泊 8 日まで

※入居日及び退去日は平日のみとさせていただきます。

※年末年始(12/29～1/3)や点検日など、運営上、開所できないときは利用できません。

2. 手続きについて



手続きのフロー図

(1) 仮予約について

本予約行う前に、**お電話にて仮予約**をお願いします。仮予約は、3 ヶ月前の同日から受け付けています。

【連絡先】四国中央市役所 四国はひとつ課 地域創生係:0896-28-6148

(2) 本予約について

仮予約の後、**利用開始日の 14 日前までに**、以下のものを郵送やメールなどで市役所まで提出してください。

- A) 事業実施申請書(様式第 1 号)
- B) 移住活動計画書(様式第 2 号)
- C) 誓約書
- D) 本人確認書類の写し(運転免許証やマイナンバーカードなどの現住所が確認できるもの)
- E) ヒアリングシート

※ご提出いただいた資料を元に市役所にて審査します。

※審査結果は郵送にてお知らせします。

(3) 活動内容の変更について

市役所での審査以降で、移住活動計画書などに記載いただいた内容から変更される場合は、利用開始日までに事業変更承認申請書(様式第 5 号)を提出してください。ただし、軽微な変更と認められる場合には、ご提出は不要です。

(4) 実績報告について

退去後は速やかに以下のものを郵送やメールなどで市役所まで提出してください。

- A) 実績報告書(様式第 7 号)
- B) 補助の対象となる経緯を証する書類 ※補助金の交付を申請された方のみ

(5) 補助金の請求について ※補助金の交付を申請された方のみ

実績報告書を元に補助金の金額について市役所にて審査します。その後、補助金交付額決定通知書(様式第 8 号)をお送りしますので、届き次第、補助金交付請求書(様式第 9 号)を提出してください。請求書を提出いただいた後、30 日以内に指定口座にお振込みいたします。

3. 入居から退去までの流れ

《入居》

入居の前日(土日祝日や年末年始などの閉館日を挟む場合は、直前の平日)までに、到着時間を電話にてお知らせください。**入居当日は 13 時～17 時まで**にお試し移住体験住宅にお越しください。現地で、市職員の立会の元、鍵の受け渡しやご利用の説明を行います。

※17 時以降の対応はできかねます。余裕を持ってお越しください。

※入居当日は現地集合をお願いします。困難な場合は事前にご相談ください。

《滞在期間中》

(1)滞在中の行動

滞在中はご提出いただいた移住活動計画書に従って、行動してください。

(2)緊急連絡先

緊急時は、次の①②を下記の連絡先までご連絡ください。

①氏名・連絡先並びにお試し移住体験住宅の入居者であること

②ご要件をお伝えください(内容を確認後、市職員からご連絡いたします)

●平日:0896-28-6148(四国はひとつ課 地域創生係)

●夜間(17 時 15 分以降)及び休日:0896-28-6000(市役所代表番号)

《退去》

9 時～11 時までに退去してください。退去当日は、市職員の立会の元、敷地及び住宅内部の確認(清掃、備品など)、鍵の返却、アンケート回収を行います。

※退去前に必ず、住宅の清掃を行ってください。

(キッチン、トイレ、洗面所などの水回り、廊下・床の掃除機掛けなど)

※退去直前に出たごみは各自でお持ち帰りください。

※私物などのお忘れ物にご注意ください。

4. レンタカー等の補助について

お試し移住体験住宅の利用期間中、レンタカーの借上料などの経費の一部を補助します。

《補助の概要》

(1)補助対象

レンタカーの借上料やタクシー、路線バス、電車などの利用料(燃料費を除きます。)

(2)補助金額

1 日当たり 3,000 円(対象経費が 3,000 円以下の場合は実費)

※通算して 7 日を限度とします。

《留意事項》

(1) 補助の対象となるのは市内での移動に限ります。

(2) ご自宅などへの往復のための交通費は対象となりません。

(3) 領収書や半券など、金額がわかる書類がなければ補助できません。

(4) ご提出いただいた資料を元に、市役所にて審査を行います。その結果によっては補助できない場合もございます。

5. 留意事項

お試し移住体験住宅及びその敷地のご利用にあっては、「四国中央市お試し移住事業実施要綱」を遵守し、次のことにご留意ください。

- (1) 移住体験以外の目的に利用しないでください。
- (2) 滞在期間中は、必ず 1 回以上の市役所四国はひとつ課職員との移住相談、または、四国中央市空き家バンクに登録されている物件の現地見学などを行うことを必須事項とします。
- (3) 暴力団若しくは暴力団員は利用できません。
- (4) 第三者に対し、お試し移住体験住宅やその敷地の転貸、譲渡などはできません。
- (5) 敷地内及び建物内は禁煙です。
- (6) 防犯のために留守時や就寝時には、必ず施錠してください。
- (7) お試し移住体験住宅ならびにその設備や器具などを適切に利用してください。
- (8) お試し移住体験住宅とその敷地について、清掃等を適宜行ってください。
- (9) 滞在期間中、住宅内で出たごみは、適切に分別し、指定された場所に出してください。
- (10) お試し移住体験住宅に新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ、市役所の承諾を得てください。
- (11) お試し移住体験住宅の増築や改築、模様替えはしないでください。
- (12) 自動車は隣接する市有地に駐車し、市が指定する場所以外には駐車しないでください。
- (13) 滞在期間中、食事の提供はございません。
- (14) 住宅内の備品(寝具や食器類など)を持ち帰らないでください。
- (15) **住宅内の備品以外のもの(タオル、シャンプーなどの消耗品)は各自でご用意ください。**
- (16) 災害時は新宮公民館まで避難してください。
- (17) お貸した鍵は複製しないでください。
- (18) 通常利用による住宅の損耗などを除き、原状回復に努めてください。
- (19) 原状回復の内容や方法については市の指示に従ってください。
- (20) お試し移住体験住宅の防火や構造の保全その他の管理上特に必要があると認められるときは、市役所職員が住宅に立ち入ることがあります。
- (21) 利用者は、正当な理由がある場合を除き、立入りを拒むことはできません。
- (22) 住宅の敷地の一部が「土砂災害警戒区域」に該当しています。

6. 禁止事項

お試し移住体験住宅及びその敷地内において、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 寄附の募集その他これに類する行為
- (2) 事業または営業
- (3) 興行、展示会その他これらに類する催し
- (4) 文書、図画その他の物の掲示または配布
- (5) 政治活動または宗教活動

- (6) ペットの飼育
- (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (8) 建物の建築または工作物の設置
- (9) 上記のほか、お試し移住体験住宅の利用にふさわしくない行為

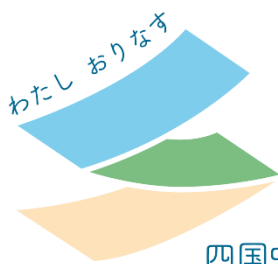
※その他、不適切であると判断される場合は、強制的に退去していただくことがあります。

7. 損害賠償

利用者は、お試し移住体験住宅を汚損、損傷、滅失、紛失したときは、直ちに市役所まで連絡してください。場合によっては、損害を賠償していただくことがあります。利用者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、利用者にご負担いただきます。

8. 免責事項

お試し移住体験住宅及びその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除いて、そこで発生した事故に対しては、市は、その賠償の責を一切負えませんのでご了承ください。



【お問合せ先】

〒799-0497 四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号

四国中央市役所 四国はひとつ課 地域創生係

TEL:0896-28-6168(直通)

FAX:0896-28-6057

E-mail:iju-teiju2060@city.shikokuchuo.ehime.jp